

令和4年度 寒河江市新規就農者定住促進支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、本市で新たに農業を営む就農者を支援育成及び定着することを目的とし、新規就農者に対し、次条に掲げる事業に対し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(対象となる事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる各号のものとし、交付対象者、補助金の額及びその期間等については別表に定める。

- (1) 新規就農者住宅支援事業（別表1～3）
- (2) 新規就農者営農支援事業（別表4）

(交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとするものは、規則第5条による補助金等交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、毎年市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書 ①新規就農者住宅支援事業（別記様式第1号）
②新規就農者営農支援事業（別記様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第4条 交付対象者は、事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月以内に規則第14条による補助事業等実績報告書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業成績書 ①新規就農者住宅支援事業（別記様式第3号）
②新規就農者営農支援事業（別記様式第4号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の支払い)

第5条 補助金の支払いは次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 新規就農者住宅支援事業に対する補助金の支払いは年2回に分けて行い、4月から9月までを上期に、10月から3月までを下期とし、上期については10月に概算払いとして、下期については4月に精算払いとして支払う。
- (2) 新規就農者営農支援事業に対する補助金の支払いは年1回で行い、交付決定年度分を翌年度4月に支払う。

2 前項の規定により補助金の支払を受けようとする交付対象者は、補助金精算（概算）払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第6条 交付対象者は、第3条の申請内容について、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借家等を変更するとき
 - (2) 家賃の額を変更するとき
 - (3) 助成期間を変更するとき
 - (4) その他申請内容に変更が生じたとき
- （概算払）

第7条 市長は、特に必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けるものが次の各号に該当する場合、補助金を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正な申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第1～4条別表の規定する要件を満たすことができなくなったとき。
- (3) その他、市長が補助金を返還させることが適当と認めたとき。

（補助金返還の免除）

第8条 交付対象者は、第8条2号による返還義務が、次のいずれかに該当する事情により生じた場合返還免除申請書（様式第5号）を提出することができる。

- (1) 病気や災害など、交付対象者の責に帰することができない事由により、就農および定住ができなくなったとき
- (2) その他、市長が特に認めたとき

2 市長は、前項の規定により交付対象者から返還免除申請書が提出され、その内容が適当であると認められる場合には、補助金の返還を免除することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月4日から施行する。

(別表1) 新規就農者向け

交付対象者	新規就農者で、将来とも寒河江市に在住し中核農家として期待できると市長が認めた者
補助採択要件等	<ul style="list-style-type: none">・申請時、市外からの転入後1年未満の者で、市内賃貸借住宅に居住していること（親族所有の賃貸借住宅を除く）・年齢が50歳未満であること（初回申請時）・本市において認定新規就農者に認定された者で、市内に農地があり、農業で生計を営む者であること・転入後5年間寒河江市内に定住し、農業に従事すること（研修期間含む）
補助金の額	<ul style="list-style-type: none">・賃貸借住宅の家賃月額$\frac{1}{2}$又は月額4万円のいずれか低い額（千円未満切捨て）・光熱水費として一律月額5千円
交付対象期間	<ul style="list-style-type: none">・交付開始から5年を上限とする（研修時に交付を受けていた場合はその期間も含む）・交付期間の開始は交付決定をした翌月からとする（初回申請時）
その他	<ul style="list-style-type: none">・交付終了後に転入から5年を迎える場合は、5年目の年まで住民票及び所得証明書を毎年市長に提出すること

(別表2) 農の雇用事業による研修生向け

交付対象者	市内の農家等で農の雇用事業を活用し、雇用就農により研修を受ける者で、将来とも寒河江市に在住し就農が図られると市長が認めた者
補助採択要件	<ul style="list-style-type: none">・申請時、市外からの転入後1年未満の者で、市内の賃貸借住宅に居住していること（親族所有の賃貸借住宅を除く）・年齢が50歳未満であること（初回申請時）・市内の農家等で農の雇用により1年以上の研修を受けること・転入後2年間市内に定住し、農業に従事すること
補助金の額	<ul style="list-style-type: none">・賃貸借住宅の家賃月額の1/2又は月額4万円のいずれか低い額（千円未満切捨て）・光熱水費として一律月額5千円
交付対象期間	<ul style="list-style-type: none">・農の雇用事業による助成対象期間を上限とする。ただし、研修終了後1年以内に本市で農地を取得し就農する場合、交付期間の開始から5年まで延長することができる。その場合、別表1の要件に移行するものとする。・交付期間の開始は交付決定をした翌月からとする（初回申請時）
その他	交付終了後に転入から2年を迎える場合は、2年目の年まで住民票を市長に提出すること

(別表3) その他研修生向け

交付対象者	市内の農家等で農業次世代人材投資事業(準備型)等を活用し研修を受けるもので、将来とも寒河江市に在住し就農が図られると市長が認めた者
補助採択要件	<ul style="list-style-type: none">・申請時、市外からの転入後1年未満の者で、市内の賃貸借住宅に居住していること(親族所有の賃貸借住宅を除く)・市内の農家等で1年以上の研修を受ける者で、研修終了後1年以内に市内で就農すること・転入後2年間市内に定住し、農業に従事すること
補助金の額	<ul style="list-style-type: none">・賃貸借住宅の家賃月額の1/2又は月額4万円のいずれか低い額(千円未満切捨て)・光熱水費として一律月額5千円
交付対象期間	<ul style="list-style-type: none">・研修開始後2年間を上限とする。ただし、研修終了後1年以内に本市で農地を取得し就農する場合、交付期間の開始から5年まで延長することができる。その場合、別表1の要件に移行するものとする。・交付期間の開始は交付決定をした翌月からとする(初回申請時)
その他	交付終了後に転入から2年を迎える場合は、2年目の年まで住民票を市長に提出すること

(別表4)

交付対象者	<ul style="list-style-type: none">・新規就農者住宅支援事業の交付対象者のうち、新規就農者及び農の雇用事業等研修先への助成を受けない研修生・指導者要件を満たす者より、営農活動及び経営等についての指導・助言を受ける者
指導者要件	<ul style="list-style-type: none">・認定農業者及び寒河江市新規就農者支援育成協議会会員（新規就農者又は研修生の3親等以内のものを除く）・交付対象者に対し、年間を通じた指導・助言を行うことができる者
補助金の額	年間5万円
交付対象期間	2年間を上限とする